

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終 (現時点)							
001	令和4年04月01日	計量事務業務委託	54,796,296		54,796,296	産業観光局産業企画室	京都府	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和4年04月01日	令和4年度地域企業「担い手交流」チャレンジプログラムに係る業務委託	19,981,553		19,981,553	産業観光局産業企画室	シंक・アンド・アクト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
003	令和4年04月01日	令和4年度京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務委託	65,498,946		65,498,946	産業観光局産業企画室	シंक・アンド・アクト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
004	令和4年04月01日	令和4年度就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務委託	15,961,000		15,961,000	産業観光局産業企画室	株式会社Compass	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
005	令和4年04月01日	令和4年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託	28,585,755		28,585,755	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
006	令和4年04月01日	京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託。ただし、関連12号棟ほか3棟内外装改修その他工事実施設計業務委託	21,450,000		21,450,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社汎設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
007	令和4年04月01日	令和4年度京都市場流通食材のブランド化事業業務委託	6,974,000		6,974,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
008	令和4年04月01日	京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム保守業務委託	5,091,350		5,091,350	産業観光局中央卸売市場第一市場	都築電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和4年04月01日	京都府スマートエコノミー推進事業に関する業務委託	8,500,000		8,500,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和4年04月01日	令和4年度「ライフイノベーション創出支援事業」に関する業務委託	27,000,000		27,000,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和4年04月01日	京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に関する業務委託	13,242,000		13,242,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和4年04月01日	令和4年度「ライフサイエンスベンチャー創出支援事業」に関する業務委託	9,500,000		9,500,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和4年04月01日	京都府地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営に関する業務委託	22,000,000		22,000,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
014	令和4年04月01日	令和4年度新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）業務委託	18,459,000		18,459,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和4年04月01日	地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進業務委託	7,000,000		7,000,000	産業観光局産業イノベーション推進室	国立大学法人京都工芸繊維大学	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
016	令和4年04月01日	令和4年度「地域産学官共同研究拠点事業（パイオ計測プロジェクト）」に関する業務委託	48,955,000		48,955,000	産業観光局産業イノベーション推進室	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
017	令和4年04月01日	令和4年度「京都市商店街地域資源活用事業」実施業務委託	9,300,000		9,300,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	株式会社開広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
018	令和4年04月01日	京都館プロジェクトYouTubeチャンネル及びWEBサイト運営業務委託	12,870,000		12,870,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社クロステック・マネジメント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
019	令和4年04月01日	新たな伝統産業振興事業業務委託	16,992,000		16,992,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	公益財団法人京都伝統産業交流センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020	令和4年04月01日	新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務委託	28,598,042		28,598,042	産業観光局観光MIC推進室	株式会社メディカル・コンシェルジュ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
021	令和4年04月01日	メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務委託	34,716,000		34,716,000	産業観光局観光MIC推進室	公益財団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
022	令和4年04月01日	京都観光総合調査に係る業務委託	13,550,378	13,138,978	12,654,978	産業観光局観光MIC推進室	株式会社エム・アールビジネス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
023	令和4年04月01日	令和4年度総合獣害対策事業 有吉鳥獣捕獲業務委託	12,526,690		12,526,690	産業観光局農林振興室農林企画課	京都市ブロック猟友会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
024	令和4年04月01日	令和4年度京北農林業地域活性化促進事業業務委託	9,064,000		9,064,000	産業観光局農林振興室農林企画課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
025	令和4年04月01日	令和4年度山田村都市交流の森エリア維持管理業務委託	13,215,400		13,215,400	産業観光局農林振興室 林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品			
026	令和4年04月25日	京都市中央卸売市場第一市場施設整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事実施設計その他業務委託(その1)	296,391,955		296,391,955	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	工事			
027	令和4年04月25日	京都市中央卸売市場第一市場施設整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事実施設計その他業務委託(その2)	38,323,936		38,323,936	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	工事			
028	令和4年05月06日	「地域企業未実力創出コーディネート事業」企画運営業務委託	8,800,000		8,800,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	一般社団法人リリース	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有		
029	令和4年05月10日	京都市下京区朱雀堂ノロ町10番3ほかに係る土地調査、地図訂正および地積更生等登記並びに敷地境界確定等業務委託	5,987,300		5,987,300	産業観光局中央卸売市場第一市場	公益社団法人京都公共福祉登記士 地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品			
030	令和4年05月25日	コンテンツクリエイション京都エコシステム基盤構築事業業務委託	9,998,445		9,998,445	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社ツクリエ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有		
031	令和4年05月30日	「宿泊施設等と連携した京都経済の城内循環促進事業」に関する業務委託	10,461,000		10,461,000	産業観光局観光MIC E推進室	株式会社TCI研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有		
032	令和4年06月15日	京の「匠」ふれあい事業業務委託	5,000,000		5,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	西陣織工業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品			
033	令和4年06月20日	令和4年度京都市森林経営管理意向調査及び経営管理権集積計画立案業務委託	39,820,000		39,820,000	産業観光局農林振興室 林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	過去に有		
034	令和4年06月30日	令和4年度大規模集約型林業モデル事業推進支援業務委託	5,940,000		5,940,000	産業観光局農林振興室 林業振興課	住友林業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品			
035	令和4年07月19日	「京都市中小企業等総合支援補助金事務局」運営業務委託	132,161,260		132,161,260	産業観光局地域企業イノベーション推進室	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号	物品			
036	令和4年07月29日	京都市勲業館整備工事 ただし、6・7号昇降機設備その他改修工事業務委託	35,200,000		35,200,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社日立ビルシステム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	工事			
037	令和4年08月03日	令和4年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援業務委託	22,770,000		22,770,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	過去に有		
038	令和4年09月05日	京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システムの更新及び京都市中央卸売市場第一市場入荷量表示盤システムとの統合に関する開発業務委託	31,680,000		31,680,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	都築電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品			
039	令和4年09月16日	京都市勲業館整備工事 ただし、特別高圧受変電設備改修工事業務委託	280,500,000		280,500,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	日新電機株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	工事			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
計量事務業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府
- 6 契約金額（税込み）
54,796,296円
- 7 契約内容
計量法に基づく特定市として、京都市が管理及び執行する計量事務をより効率的かつ効果的に執行し、安定的に計量行政を運営していくこと。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事務の委託先が法令で定められているため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度地域企業「担い手交流」チャレンジプログラムに係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区堀之上町540
シンク・アンド・アクト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,981,553円
- 7 契約内容
大企業から中小企業やベンチャー企業への「在籍出向」や「副業・兼業」を活用し、地域企業における人的課題をはじめ、経営課題の解決を支援するとともに、担い手の交流促進や企業間連携の強化等を図るため、これら企業への支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業では、事業のブランディングや、企業の開拓、制度導入支援からフォローアップ等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1社であった。出向者や送出企業の人事担当者、受入企業の経営者等の満足度を高め、本プログラムの継続活用及び他人推奨につながるかなどについて、企画提案内容を評価した結果、委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和4年度京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務委託

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区堀之上町540

シンク・アンド・アクト株式会社

6 契約金額（税込み）

65,498,946円

7 契約内容

中小企業の担い手確保・定着支援（働き方改革の推進を含む）、学生をはじめとする若年求職者の就職支援及びブラックバイト対策を行うため、中小企業の魅力発信、京都市内の中小企業と学生との交流、カウンセリング相談及び就職後のフォローアップ等を実施する。また、WEBサイト「京のまち企業訪問」を「新卒向け就職・採用情報サイト」としてリニューアルし、コロナ禍による就職活動のオンライン化に対応しながら、地域企業の担い手確保及び学生の就職活動の支援を一層充実させる。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

オンラインを活用した中小企業の魅力発信や中小企業と大学等の交流促進、並びに中小企業における働き方改革の推進、採用力の向上支援、学生等に対するカウンセリング相談の実施、WEBサイト「京のまち企業訪問」の管理・運営、「新卒向け就職・採用情報サイト」へのリニューアルなど、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1社であった。中小企業の魅力発信に関する企画提案内容は優れているかなどについて、企画提案内容を評価した結果、

委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区浪花町56 起業プラザひょうご内
株式会社C o m p a s s
- 6 契約金額（税込み）
15,961,000円
- 7 契約内容
就職氷河期世代の方等を対象として、一人一人に寄り添った専門の就職相談を実施するほか、SNSを活用したオンライン相談プラットフォームの運用や就職氷河期世代の方等を受け入れる地域企業の掘り起こし、求職者と企業との交流促進、国の助成金活用促進、就職氷河期世代の方等に対するSNS等を活用した情報発信などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
支援コーナーの運営やSNSを活用したオンライン相談プラットフォームの運用、ワークショップの実施など、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集し、応募者が上記5の1社であった。就職氷河期世代の方の就職相談や地域企業への雇用促進及び受け入れ先企業の掘り起こし等について効果的な業務運営ができるかなどについて、企画提案内容を評価した結果、委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
28,585,755円
- 7 契約内容
市民及び観光客等に京都の食文化や食材に接する機会を提供し、市場に対する理解を深めていただくことを目的とした「京の食文化ミュージアム・あじわい館」を設置しており、その企画や運営のための業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
運営の委託に関しては、価格以外の要素として、京の食文化に精通しており、その普及啓発を行える能力、京都市中央市場に関する知識と理解、あじわい館の運営協力組合・団体や料理教室の講師等とのネットワークを有し円滑な調整・事業運営を行える能力、市場活性化の取組についての知識の深度などを考慮する必要があるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集し、審査委員会において審査を行った結果、当該業者を委託先事業者として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、関連12号棟ほか3棟内外装改修
その他工事実施設計業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月2日から令和4年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区谷町3丁目1番25号
株式会社汎設計

6 契約金額（税込み）

21,450,000円

7 契約内容

平成27年3月に策定した「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づき、京都市中央市場の関連棟ほかにおいて、既存建物の建て替えに伴う関連事業者等の仮移転先の整備に必要な改修工事に係る実施設計を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を遂行するに当たっては、基本計画に掲げる「持続的で競争力を有する卸売市場の再構築」を進めるため、場内事業者の理解及び協力が必要不可欠であるほか、場内事業者の営業等に最大限に配慮した業務の履行が必須となることから、下記の（1）～（4）の条件を満たす事業者を選定する必要があるため、随意契約を締結する。

- （1）京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）策定時（平成26年3月）から現在に至るまでの場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握していること
- （2）対象物件である関連12号棟、6号棟、特高棟、花屋町駐車場棟の構造や現状について把握していること
- （3）設計対象となる店舗が食肉、鶏卵、練り製品、促成野菜等の販売業のほか印刷業、飲食業、車輛整備業等、様々な業態に亘るほか、業態ごとに温度管理（常温、低温）や入出荷形態、必要スペースが異なるなど、卸売市場における関連事業者特有の実情に関する知識を有するとともに、各店舗の専門性に対応できること
- （4）これらを踏まえて、施設整備スケジュールに則った業務の履行が可能であること

9 根拠法令

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

株式会社汎設計は、昭和48年の創立以来、福祉施設や保育施設をはじめ、小学校や警察署、病院等といった公共施設の設計業務を行うなど幅広い実績を有するほか、第一市場においても、平成30年度に七本松立体駐車場の設計業務の受託実績があり、施設整備の方向性の検討経過等を把握している。

また、これまでから、当市場が「京都市中央市場施設整備基本計画推進支援及び業務継続計画等推進支援」を委託している三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の協力会社として、関連事業者との協議や仮設移転計画の検討にも参画しており、当該事業者の現状（事業内容、必要設備、現在入居中である関連12号棟、6号棟、特高棟、その他花屋町駐車場棟の構造等）について熟知していることから、事業者の営業や意向等に最大限に配慮した柔軟な対応が可能である。

これらのことから、本業務に関する諸条件を満たすとともに、整備スケジュールに則って迅速かつ柔軟に対応できる能力及び経験を有する者は株式会社汎設計以外にないため、随意契約を締結する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市市場流通食材のブランド化事業業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
6,974,000円
- 7 契約内容
京都市市場流通食材のブランド化事業は、京都市中央市場から生鮮食料品等を仕入れている飲食店を「京都市中央市場 仲卸業者オススメ! とっておき“旬”の店」として登録し、ホームページやSNS等を活用して登録された飲食店を広く紹介することで、京都市中央市場の知名度向上や市場食材のブランド化を図るとともに、京都市中央市場経由の生鮮食料品等の消費拡大につなげるものである。本業務は、令和3年度から募集を開始している「とっておき“旬”の店」への登録受付業務を行うとともに、登録いただいた店舗のPRを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事業の履行に際しては、市場のブランディングに精通し、卸売市場に関する理解や本市場の取組についての知識が豊富であることが必要となり、また、関西圏、特に京滋を中心とした飲食店や小売店等に対して幅広いコネクションがあり、事業周知のための効果的な手法を有していることが必要となるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集し、審査委員会において審査を行った結果、当該業者を委託先事業者として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム保守業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島2丁目2番2号
都築電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,091,350円
- 7 契約内容
各種統計データ及び公開市況の作成等を行う高度情報処理システムについての保守、点検等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託する業務は、高度情報処理システムの設計及び構築に関する詳細な技術情報が不可欠であり、これを有する者は、当該システム導入当初から企画、設計、構築及び機能強化を単独で実施してきた都築電気株式会社に限られるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市スマートエコノミー推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
8,500,000円
- 7 契約内容
環境・エネルギー分野の産業振興の推進に向け、革新的パワーエレクトロニクス実装・事業化推進事業に係る補助金執行及びコーディネータによる伴走支援を行う。それに加えて、市内企業の異分野融合により生み出される新規市場への進出や市場競争力の獲得を支援するために、本市がこれまでに進めてきた「京都産業の強みであるグリーンケミカル分野」や、「省エネ・創エネに関するスマートシティ分野」に係る業務を融合させた「京都市スマートエコノミー推進事業」を推進する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を履行するに当たって、以下の条件を満たすことが必要であるものの、すべての条件を満たす者が1者に特定されることから、随意契約を締結する。
 - (1) 京都市内に拠点を置き事業を実施すること
 - (2) 当該事業の推進に必要となる専門知識のほか、本市産業振興行政等に精通していること
 - (3) 当該事業に係る企業等や大学が持つ知的・技術的資源を適切にマッチングし、着実にプロジェクト創出に結び付けること
 - (4) 地域において、環境・エネルギー分野の産学公連携を行うに当たり、主体間の調整を行うネットワーク有していること
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、京都地域における産学連携機関であり、本市の産業振興に関する業務を複数受託しているほか、責任者に当該技術の推進に必要となるパワーエレクトロニクス・化学に関する専門家を配置していること、情報通信技術を始めとする多彩な技術分野における産学公連携を行ってきた実績を有しており、環境・エネルギー分野の知見を有する企業や関係団体との連携にも明るいことから、上記8 随意契約の理由に記載の条件を満たす唯一の相手方であるため、委託先事業者として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度「ライフイノベーション創出支援事業」に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
27,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京都市ライフイノベーション創出支援センターへのセンター長（1名）の配置、及び産学公連携に携わるコーディネータ（3名以上）、アドバイザー（必要に応じて）の配置
 - (2) 産学公連携コーディネーション活動の実施
 - (3) 京都発革新的医療技術研究開発助成事業支援業務
 - (4) ライフサイエンス産業の振興に資する関連事業の企画、調査、運営等の実施
 - (5) 「京都市ライフイノベーション創出支援センター」の事業、業績等の情報発信
 - (6) 京都大学及び同大学関係機関との連絡・調整及び情報収集
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、京都地域の医療産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、先端科学技術の研究、開発、調査等を実施するほか、ライフサイエンスをはじめとする幅広い分野において産学公連携による研究開発や事業化を推進するとともに、ベンチャー・スタートアップに対する新事業創出、資金調達、販路拡大など、総合的な支援を行う産業支援機関として、科学技術の振興や地域産業の発展に寄与している。

同財団はこれまで、「京都バイオシティ構想」や「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」を推進する事業に参画し、様々な大学や企業との連携の下、京都のライフサイエンス産業の振興に大きく寄与してきたことからネットワークを有している。また、本市が実施する「医工薬産学公連携支援事業」や「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、本市の外郭団体として産業施策に深く関与し、豊富な経験や技能等を有している。

京都地域におけるライフサイエンス産業の振興を一層図っていく本事業においては、市内の大学や企業とのネットワークを活用した効果的、効率的な遂行が必要とされ、同財団はこれらすべての条件を満たす京都市内で唯一の機関であるため、委託先事業者として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
13,242,000円
- 7 契約内容
コーディネーターの配置により、産学連携による研究開発の促進、産学交流の促進、情報発信、広域コーディネート活動の推進を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的は、京都地域における科学技術振興及び新産業創出に向け、京都大学イノベーションプラザを拠点として京都大学と連携し、コーディネーターを配置して技術シーズとニーズのマッチングを行う等、産学公連携による新技術移転や地域の優れた研究成果の事業化促進等に取り組むものである。
本事業の実施にあたっては、産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域の産業科学技術振興を図っていくことが求められる。
したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当であるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

同財団は、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や、本市産業振興行政に関する広範な知識を持ち、これらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、大学や企業の研究者との豊富なネットワークも有している。

本事業の実施に当たっては、産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有することが必要とされ、同財団はこれらすべての条件を満たす京都市内で唯一の機関であるため、委託先事業者として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度「ライフサイエンスベンチャー創出支援事業」に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,500,000円
- 7 契約内容
 - (1) 起業希望者の募集、起業希望者に対するビジネスモデル構築支援
 - ア 起業希望者の募集及び審査会の開催
 - イ ライフサイエンス分野の起業経験者等による助言・相談の手配
 - ウ 弁護士、弁理士等との個別相談の手配
 - エ 資金調達手法や調達先に関する個別相談の手配
 - オ インキュベーション施設等の紹介
 - (2) その他
 - ア 同事業に係る関係機関との連絡調整、情報収集
 - イ 同事業に係る情報のインターネット公開 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ライフサイエンス分野における経営人材を育成するため、起業意欲を持つ若者等を対象に、ビジネスモデル構築や経営計画策定などの実践的な支援を行い、大学等の技術シーズの事業化促進を図るものである。

本事業の実施に当たっては、ベンチャー企業の創業支援に関する知識・経験、先端医療・福祉・介護等のライフサイエンス分野の技術やビジネスモデルの目利きに関する知識を併せ持つ必要があることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、技術シーズを持つ大学研究者、市内の金融機関・投資家等との広いネットワークを有し、そのネットワークを活用して支援を行うことが求められることから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ICT・ナノテクノロジーなど科学技術の振興事業、企業や大学、公的研究機関との産学公連携による新事業の創出、起業家・専門家人材育成等を行うことで、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、これまでから、本市がライフサイエンス分野における産業振興の拠点としている「京都市ライフイノベーション創出支援センター」の運営や、「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、大学研究者や市内中小・ベンチャー企業における研究開発の支援を行うことにより、ライフサイエンス分野における豊富な経験や知識、研究者等とのネットワークを有している。

また、京都市成長産業創造センターの運営を担うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するクリエイション・コア京都御車や京大桂ベンチャープラザにインキュベーション・マネージャーを派遣し、入居している中小・ベンチャー企業等の支援を行うなど、ベンチャー企業の支援に関する豊富な経験や実績を有しており、こうした業務を進める中で培われた、ベンチャーキャピタルや銀行、企業家等とのネットワークも有している。

さらに、ベンチャー企業の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価・ランク認定する「ベンチャー企業目利き委員会」の運営や、「京都市地域プラットフォーム事業」として、ベンチャー創業に係る講座の実施や創業準備スペースの運営等を行うなど、創業初期から実装段階に至る企業まで、幅広いフェーズでの支援を展開しており、その実績も有している。

ライフサイエンス分野におけるベンチャー創業の支援を行う本事業は、ベンチャー創業等に係る支援のノウハウやネットワークを活用し、ライフサイエンス分野の産業振興の一環として効果的、効率的な遂行が必要とされ、同財団はこれらのすべての条件を満たす京都市内で唯一の機関であるため、委託先事業者として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
22,000,000円
- 7 契約内容
市内中小企業等の社内DX人材の育成のための講座及びベンダー企業とのマッチングイベントの実施、各種相談への対応等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、企業の経営支援に関する知識・経験、デジタル技術に関する知識を併せ持つとともに、企業経営の専門家や情報系大学研究者、中小企業のデジタル化を推進しているベンダー企業などとの幅広いネットワークを有していることが求められ、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会による審査を行った結果、公益財団法人京都高度技術研究所を本業務の委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
18,459,000円
- 7 契約内容
インキュベーション・マネージャーの配置により、経営や技術開発に関する支援を行うこと、及びサポートスタッフによるインキュベーション・マネージャー、入居者等の補助事務を行うこと。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的は、スタートアップ期にある大学の研究成果を事業化するベンチャー・中小企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（北館）」及び新たな事業展開を図ろうとする成長中期以降の企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（南館）」並びにライフサイエンス関連産業の創出を図るための中小・ベンチャー企業を主な支援対象とする「クリエイション・コア京都御車」の3施設の入居者に対し、専門的な立場から支援を行うことによってベンチャー・中小企業の成長促進や大学発ベンチャーの創出及び育成に資することである。
本事業の実施にあたっては、市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図っていくことが求められる。
従って、本事業の委託業者の選定にあたっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

同財団は、本市が支援を行っていたベンチャービジネス・インキュベーション・ラボラトリー（VIL）をはじめ、創業支援工場（VIF）、京都市成長産業創造センターの管理運営を行うなど、インキュベーション事業の実績やベンチャー企業に対する支援に関する長年にわたる実績がある。

また、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や、本市産業振興行政に関する広範な知識を持ち、これらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等との豊富なネットワークも有している。

本事業の実施に当たっては、市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図ることが必要とされ、同財団はこれらすべての条件を満たす京都市内で唯一の機関であるため、委託先事業者として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区松ヶ崎橋上町
国立大学法人京都工芸繊維大学
- 6 契約金額（税込み）
7,000,000円
- 7 契約内容
電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造等の分野を中心に、本市域の中小企業等を対象として、電波暗室その他の設備や各種測定システムを備えた「地域科学技術実証拠点」（以下、「拠点」という。）の利用の推進、企業間連携、産学連携等による産業振興を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、市内中小企業が京都工芸繊維大学の所有する拠点を活用すること、また拠点を活用する企業や大学をマッチングすることにより、新技術を開発し新事業を創出することを目的としているため、拠点における事業化プロジェクト参画企業が、拠点設備を優先利用し、さらに利用に際して同大学からの指導及び支援を得る必要がある。
このことから、本業務の委託先としては、拠点を所有するだけでなく、拠点設備優先利用の制度設計や利用指導及び指導の措置を実施できる京都工芸繊維大学以外にはない。そのため、本業務の委託先として京都工芸繊維大学を契約の相手方と定め、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺栗田町9-1
地方独立行政法人京都市産業技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
48,955,000円
- 7 契約内容
 - (1) 本事業に係る日常管理事務（年間事業計画の作成、予算執行・管理、機器貸付、収納管理、機器故障対応、物品交換対応等）
 - (2) 高度研究機器の利用促進及び普及活動（視察・見学対応、展示会出展、利用者相互の交流促進等）
 - (3) 高度研究機器を活用した人材育成事業（講習会の企画・実施）
 - (4) 情報公開（ホームページ等の作成及び維持管理）
 - (5) 同事業に係る調査及び事業報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構から譲渡され、京都リサーチパーク地区に配置した高度研究機器を活用し、これまで京都市が進めてきた「京都バイオシティ構想」及び「京都市ライフイノベーション推進戦略」における取組の成果を地域イノベーションに結び付け、地域経済の活性化を図る事業である。

このため、本事業の実施に当たっては、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」に関する広範かつ専門的な知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所は、地域産業の発展を促す試験分析、地域産業育成、技術支援指導等を担う公設試験研究機関として、本事業に平成 26 年度から関わり、高度研究機器の利用促進及び普及活動や、高度研究機器を活用した研究開発及び人材育成事業等に携わってきたとともに、高度研究機器を管理してきた経験・技術的なノウハウ、研究機器を扱う技術者の人的資源・体制等を有している。

また、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等にも積極的に関与し、研究開発支援、技術の高度化、産学公等の共同研究支援、大学研究の深化など、企業及び大学とのネットワーク構築に取り組んでおり、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」分野に関する幅広い知識及び関連企業・大学とのネットワークを有している。

以上から、本事業の実施に当たって求められる、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」に関する幅広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内の関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用した産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たす京都市内で唯一の機関であるため、委託先事業者として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度「京都市商店街等地域資源活用事業」実施業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸二条上る蒔絵屋町256
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
9,300,000円
- 7 契約内容
商店街にコーディネーター等を派遣し、地域・団体・商店街等の連携による誘客促進に向けた持続可能な取組について、検討段階から実施まで支援することで、商店街を核とするエリアのブランド化を進める。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、商店街を核とするエリアのブランド化に向けて、商店街にコーディネーター等を派遣し、地域・団体・商店街等の連携による誘客促進に向けた持続可能な取組や運営体制等の構築を支援する。
本事業の遂行に当たっては、業者の能力や技術はもとより、最適な体制の構築、商店街の内情及び地域資源の把握、外部団体の選考能力、さらには商店街と協力して取り組める信頼関係が必要不可欠なものであり、加えてコロナの状況を見極めながら即座に取組を進めることができるかなど、価格以外の要素で業者を選定する必要があるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、企画提案内容や実施体制等について審査を行った結果、本事業者が業務の遂行が可能であると判断されたため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都館プロジェクトY o u T u b eチャンネル及びWEBサイト運営業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区北白川瓜生山2番地116号
株式会社クロステック・マネジメント
- 6 契約金額（税込み）
12,870,000円
- 7 契約内容
(1) Y o u T u b eチャンネル「京都館会議」の運営
(2) 京都館WEBサイトの運営
(3) SNSの作成・運用
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
業務は、Y o u T u b eチャンネル、WEBサイトの運営及びSNSの作成、運用を行うものであり、企画立案、映像の加工・編集等、受託者の経験と能力が成果物に与える影響が大きいことから、本業務の目的を効率的かつ効果的に達成するため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルの結果、当該業者は撮影や編集技術のみならず、現状を踏まえた上でのY o u T u b e動画企画、WEBサイトの新コンテンツ企画等の提案があり、本業務の趣旨・目的を果たす受託者として適当であると判断されたため、委託先事業者として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新たな伝統産業振興事業業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1 京都市勸業館内
公益財団法人京都伝統産業交流センター
- 6 契約金額（税込み）
16,992,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京都伝統産業ミュージアム内の京都市の伝統産業製品全74品目を紹介する74CRAFT
S WALL等における伝統産業製品及び伝統工芸品の出品コーディネート、並びに解説補助
事業
 - (2) 各種イベント等における伝統産業製品の販売機会の創出及び販売支援
 - (3) 生産組合等へのヒアリング等を通じた課題、ニーズ、成功事例等の把握及び伝統産業界や行
政との情報共有、並びに生産組合等による自主的な普及啓発活動や課題解決に向けた支援
 - (4) その他、前各号に定める取組に付随する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都伝統産業交流センターは、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であり、伝統産業に対する深い理解、本市の伝統産業振興事業の実施経験のほか、京都の伝統産業関連74団体を構成員とする京都で唯一の業種横断的組織として、これまで各業種の伝統産業界と長年にわたり密接な関係を築いており、需要の拡大や異業種交流という新たな支援を行う上で、必要不可欠な信頼関係やネットワークを既に有する団体であるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光M I C E推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング5階
株式会社メディカル・コンシェルジュ
- 6 契約金額（税込み）
28,598,042円
- 7 契約内容
京都滞在中の修学旅行生に新型コロナウイルスの感染疑いが発生した場合、健康上の相談を受ける修学旅行生専用の24時間電話相談窓口業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業の実施に当たっては、委託事業者が新型コロナウイルス感染症の感染疑いの相談対応に係る技能を備えていることが求められるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルの結果、2事業者から応募があり、受託候補者選定基準に基づき審査を行ったところ、当該応募事業者の提案内容を委託先として評価できることから、委託先事業者として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光M I C E推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
34,716,000円
- 7 契約内容
台北、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ロンドン（6箇所）の京都市海外情報拠点における、情報収集業務、情報発信業務、京都観光の事務所機能、海外メディア取材に係る支援及び報告業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務では、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることができること、また、世界各国で影響を持つ雑誌等のメディア関係者に対して、適切に京都での取材要望に対する処理を行うとともに、取材先との調整や許可申請等専門的な対応を行う必要がある。取材内容に対してのコンテンツ情報や画像の提供については、海外メディアのニーズを十分に踏まえた題材の選定、海外に強く訴求するような見せ方・編集など高度な知識が必要となるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報

を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている。また、海外市場のメディア業界や情報発信に求められる需要等にも精通していること、多くのメディア関係者を誘致してきた実績もあり、これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、効果的かつ更に発展的な本業務の遂行が見込まれる。さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,400以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、京都観光の魅力を公平な立場からPRを行うことができる唯一の相手方であるため、委託先事業者として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都観光総合調査に係る業務委託

2 担当所属名

産業観光局観光MICE推進室

3 契約締結日

(当初) 令和4年4月1日

(変更①) 令和4年5月2日

(変更後) 令和4年8月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区備後町2丁目4番9号

株式会社エム・アールビジネス

6 契約金額 (税込み)

(当初) 13,550,378円

(変更①) 13,138,978円

(変更後) 12,654,978円

7 契約内容

- (1) 観光入込客統計調査・カウント調査
- (2) 観光入込客実態調査
- (3) 外国人及び修学旅行生宿泊利用状況調査
- (4) 令和3年調査結果集計
- (5) 京都観光総合調査本冊の送付

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本件業務は、「京都観光振興計画2025」における進ちょく状況の把握、目標の設定並びに今後の観光政策の企画・立案に資する基礎的データをを得ることを目的に、観光入込客統計調査・カウント調査、実態調査、外国人及び修学旅行生宿泊利用状況調査等を行う「京都観光総合調査」業務を実施するものである。

業務の受託に当たっては、1日に多くの調査員を確保できる体制を有するとともに、本調査を効率よく適切に行うための工夫が求められる。そのため、落札価格のみで業者を決定した場合、業務遂行上、最も適切な業者を選定することができない恐れがあることから、随意契約を締結する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客に対する面接聴取が困難となり、一部事業を中止したことから変更契約を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、1社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、当該応募事業者の提案内容を委託先として評価できることから、上記の者を委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度総合獣害対策事業 有害鳥獣捕獲業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岩倉上蔵町178-17
京都市ブロック猟友会
- 6 契約金額（税込み）
12,526,690円
- 7 契約内容
野生鳥獣による農林水産物の被害を防止し、農林水産業の安定生産等を図るために、有害鳥獣の捕獲について委託契約を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市内全域の農地や森林に出没する野生鳥獣を安全かつ効果的に捕獲するものであり、長期にわたり市内の農地及び森林等において捕獲活動を行い、野生鳥獣の捕獲経験が豊富な相手方と契約する必要があるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
有害鳥獣を捕獲し処分するには、「鳥獣の保護及び管理並びに捕獲の適正化に関する法律」及び第12次京都府鳥獣保護管理事業計画書に基づき、狩猟免許の資格を有し、銃器や網わな等の捕獲器具の取り扱いができ、3登録年度以上京都府に狩猟者登録をしている必要がある。
また、長期にわたる狩猟を通じて、本市内地域の地形や鳥獣の生息状況に精通しなければ、安全に有害鳥獣を捕獲することはできない。
よって、これらの条件を満たす狩猟者で組織されている唯一の団体である、京都市ブロック猟友会を委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京北農林業地域活性化促進事業業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区京北上弓削段上ノ下2-1
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）
9,064,000円
- 7 契約内容
次のすべての事業の総合的な実施により、京北地域の活性化を促進する。
ア 農業振興を図る農地の流動化に関する事業
イ 農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援に関する事業
ウ 農山村資源の活用及び都市と農山村の交流に関する事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、農業振興を図る農地の流動化、農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援、農山村資源の活用及び都市と農山村の交流企画に関する調整業務を総合的に実施することで、各事業を個別に実施するより、より効果的に地域の活性化を促進することが可能である。
そのため、各事業を総合的に実施できる者と契約を行う必要があるが、①農地の利用調整と権利設定の手続きに関する知識や技術を持ち、②一般的に定住が進まない新規就農者に対し、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導が実施できる者でなければならぬため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業や農作業受託による優良農地の保全に努めるとともに、道の駅ウッディー京北の運営や空き家あっせん事業をはじめとした都市住民との交流を通じた地域活性化の事業を行っている。

このような事業を展開する中で、新規就農を希望される者に農地及び空き家のあっせんの相談の受付から定住のサポートまでを行い、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導等ができることから、効率的に事業運営を実施し、本委託内容を受託できる能力を兼ね備えた唯一の団体であるため、委託先事業者として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度山村都市交流の森エリア維持管理業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人 京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
13,215,400円
- 7 契約内容
路網の維持管理（81日以上/年）、森林及び付帯施設の環境整備及び美観維持（巡視等28日以上/年、除伐等28日以上/年）等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たり、受託者は山村都市交流の森における動植物や地形、地質、気候、林道などの幅広い知識の習熟、台風などの自然災害発生後の迅速な対応、山村都市交流の森内の他施設との円滑な連携について能力を有する必要があるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人京都市森林文化協会は、山村都市交流の森内に拠点を有し、災害時の迅速な対応が可能であるとともに、必要な知識を成熟し、他施設との円滑な連携を図ることができる唯一の相手方であるため、委託先事業者として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事实
施設計その他業務委託（その1）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和4年4月25日

4 履行期間

令和4年4月26日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区島町2丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所

6 契約金額（税込み）

296,391,955円

7 契約内容

平成27年3月に策定した「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づき、新青果棟建築工事及
び設備工事实施設計その他業務委託を実施する。そのうち、工事発注に必要な設計図書及び透視図
の作成のほか、付帯する切り回し工事に係る実施設計等を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新青果棟の整備工事に当たっては、卸売市場という特殊性を踏まえ、場内事業者等との継続した
協議・調整が不可欠であることから、基本設計及び実施設計については連続した契約相手でない場
合、膨大な引継業務などにより、余分に多大な時間が必要となる。加えて、場内事業者との調整を
一からやり直す必要があることから、令和2年度に行った「京都市中央卸売市場第一市場整備工事
設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事 基本設計その他業務委託」に係る公募型プ
ロポーザルでは、実施設計についても基本設計から連続して契約することを前提に、実施設計に係
る見積書を参加事業者に提出させたうえで、その見積金額を評価項目の対象として受託事業者の選
定を行っている。

こうしたことから、本実施設計業務の委託先として株式会社安井建築設計事務所が最も適してい
ると認められるため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事实
施設計その他業務委託（その2）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和4年4月25日

4 履行期間

令和4年4月26日から令和5年12月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区島町2丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所

6 契約金額（税込み）

38,323,936円

7 契約内容

平成27年3月に策定した「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づき、新青果棟建築工事及
び設備工事实施設計その他業務委託を実施する。そのうち、工事発注に必要な既存施設の解体設計
図書の作成及び計画通知その他法令手続等を行うものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新青果棟の整備工事に当たっては、卸売市場という特殊性を踏まえ、場内事業者等との継続した
協議・調整が不可欠であることから、基本設計及び実施設計については連続した契約相手でない場
合、膨大な引継業務などにより、余分に多大な時間が必要となる。加えて、場内事業者との調整を
一からやり直す必要があることから、令和2年度に行った「京都市中央卸売市場第一市場整備工事
設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事 基本設計その他業務委託」に係る公募型プ
ロポーザルでは、実施設計についても基本設計から連続して契約することを前提に、実施設計に係
る見積書を参加事業者に提出させたうえで、その見積金額を評価項目の対象として受託事業者の選
定を行っている。

こうしたことから、本実施設計業務の委託先として株式会社安井建築設計事務所が最も適してい
ると認められるため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画運營業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和4年5月6日
- 4 履行期間
令和4年5月6日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区朱雀正会町1番地1 KYOCA301
一般社団法人リリース
- 6 契約金額（税込み）
8,800,000円
- 7 契約内容
「京都市地域企業未来力会議」や「地域企業応援会」の企画運営、それらの場に出たアイデアの実現、「京都・地域企業宣言」等の普及活動への企画・助言、広報などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
未来力会議の運営をはじめ、地域企業の持つ様々なアイデアの実現に向け、幅広い知見を持つコーディネーターによる助言、相談会の開催、企業間マッチング等を行い、新事業創出を支援するという業務の趣旨を十分理解したうえで、円滑かつ迅速な手配、また、急な予定変更にも対応できる体制が求められるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が2者であった。迅速・的確に業務実施することが可能か、中小企業を取り巻く経営課題等について、十分理解をしているかなどについて、企画提案内容を評価した結果、同法人を委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市下京区朱雀堂ノ口町10番3ほかに係る土地調査、地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界確定等業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和4年5月10日

4 履行期間

令和4年5月10日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額（税込み）

5,987,300円

7 契約内容

京都市下京区中堂寺朱雀堂ノ口町10番3ほかに係る土地調査、地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界確定等業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市中央卸売市場第一市場は、平成27年3月策定の京都市中央市場施設整備基本計画に基づき、市場施設再整備を実施している。しかし、市場敷地内の一部には、未だ境界線が確定していない箇所や登記変更が未済の箇所が存在するため、本業務を委託する必要がある。

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「協会」という。）は、官公署等による不動産の表示に必要な調査・測量・登記の嘱託・申請の実施に寄与することを目的として、土地家屋調査士法第63条を根拠に設立された法人である。同法を根拠として設立された法人は、京都市域においては協会のみである。さらに、協会は、これまでから、京都府下の地方公共団体の登記等業務の委託先として相当の実績を有している。

また、報酬単価については、京都府下で統一して定められており、価格競争性はない（公共嘱託登記土地家屋調査士協会が標準報酬額を定めている）ため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
コンテンツクリエイション京都エコシステム基盤構築事業業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和4年5月25日
- 4 履行期間
令和4年5月25日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田猿樂町2-8-11 VORT水道橋III 6階
株式会社ツクリエ
- 6 契約金額（税込み）
9,998,445円
- 7 契約内容
(1) コミュニティ構築事業
(2) アイデアソン・ハッカソン開催
(3) 支援・相談窓口の設置
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
セミナーやアイデアソン・ハッカソンなどのイベントの企画立案、クリエイターや企業向けの相談支援等は受託者の経験と能力が成果物に与える影響が大きいことから、本業務の目的を効率的かつ効果的に達成するため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルの結果、当該業者は起業支援サービス事業とクリエイターを支援するクリエイティブブランド創造事業を中心に展開する企業であり、東京都コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）運営等、コンテンツ企業支援のノウハウを持ち、京都市内でも異業種マッチングコーディネート、コンテンツ企業支援、映像プロデュース等、豊富な企業支援実績を有することから、本業務の趣旨・目的を果たす受託者として適当であると判断されたため、委託先事業者として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業」に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光M I C E推進室
- 3 契約締結日
令和4年5月30日
- 4 履行期間
令和4年5月30日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区大宮通西裏芦山寺上る二丁目竪社北半町203番地
株式会社T C I研究所
- 6 契約金額（税込み）
10,461,000円
- 7 契約内容
京都ならではの地域や自然、ものづくりの魅力を活かした宿泊サービスの質の向上を図るため、京都市内の宿泊施設と、伝統産業製品等の市内の事業者とのビジネスマッチングを展開する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ビジネスマッチング商談会にて、効果的な商談や交流が行われ、具体的な商品販売や売上等につながるよう、受託候補者の選定にあたっては、伝統産業事業者や中小企業に対する商品開発・販路開拓支援の経験やノウハウを有する業者を確保することが必要であるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルの結果、市内事業者の出展支援や商談会後のフォローアップについての確かな手法が提案されていたことから、京都ならではの質の高い宿泊観光を促進し、観光客の満足度を高め、地域の活性化や京都経済の域内循環に資する提案であると判断したため、当該業者を委託先事業者として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京の「匠」ふれあい事業業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和4年6月15日
- 4 履行期間
令和4年6月15日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る豎門前町4-1-4番地
西陣織工業組合
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
市民・観光客に向けて、伝統産業品の制作実演を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、伝統産業に従事する職人の雇用創出及び市民や観光客等に対する伝統産業のPRを目的に、職人による制作実演を行うものであり、伝統工芸品の制作実演を実施し、より多くの市民や観光客に伝統産業をPRできる相手方は、国内外から多くの来館者があり、毎年多くの修学旅行生等の受入れを行っている西陣織会館を運営し、実演等を常時行う設備や体制が整っている西陣織工業組合以外になく、同組合以外では当該事業の趣旨・目的を果たすことはできないと認められるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市森林経営管理意向調査及び経営管理権集積計画立案業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和4年6月20日
- 4 履行期間
令和4年6月20日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人 京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
39,820,000円
- 7 契約内容
森林経営管理制度における森林所有者に対する経営管理に関する意向調査及び経営管理権集積計画の立案を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を円滑に遂行するためには、森林・林業に関する知識や林業の現場経験を有し、地域の状況に合わせた、造林から伐採に至る長期間の計画の作成できる高度な専門知識や能力が必要とされる。そのため、本業務を円滑に遂行するためには、次の条件をすべて満たす者が求められ、一つの条件を満たす者は複数存在するが、すべての条件を満たす者は公益財団法人京都市森林文化協会のみであるため、随意契約を締結する。
 - （1）森林総合監理士など本市が求める有資格者がいる者
 - （2）法について熟知しているとともに、府下で法に基づく措置を市町村の委託を受け実践した経験がある者
 - （3）両地区特有の林況、地形、森林所有者、林業に携わる事業者及び施業方法等の地域性に精通している者
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度大規模集約型林業モデル事業推進支援業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和4年6月30日
- 4 履行期間
令和4年7月1日から令和5年3月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町1丁目3番2号
住友林業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
集約型林業の実践に向けた支援、集約型林業のマニュアル化、サプライチェーンの検討、協議会運営等のサポートを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
受託者は、モデル地区特有の林況、地形、森林所有者、林業に携わる地域事業者及び林業の実施方法等の地域性に精通するとともに、広域の森林における、苗木の生産から造林、保育、主伐及び木材販売に至る森林経営の持続的な実務経験および専門知識に基づき、具体的かつ実現可能な計画を作成し、コンサルティングする能力が必要となるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
住友林業株式会社は、約48,000haの自有林における経営管理及び林業コンサルタント業務の実績を有し、かつ、モデル地区の森林情報や地域の林業関係者の実情を把握しており、業務の遂行に必要な条件を全て満たす唯一の事業者であるため、委託先事業者として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市中小企業等総合支援補助金事務局」運営業務委託

2 担当所属名

産業観光局地域企業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和4年7月19日

4 履行期間

令和4年7月19日から令和4年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町6-1-2番地 四条烏丸ビル6F
アデコ株式会社

6 契約金額（税込み）

132,161,260円

7 契約内容

長引くコロナ禍に加えて、原油価格・物価高騰等により厳しい状況にある、業種を問わず売上高が減少している事業者、及び地域の物流を支える事業者の事業継続を支援する補助事業「京都市中小企業等総合支援補助金」の実施に係る、コールセンター業務や交付申請受付などを行う事務局運営業務の委託。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、コロナ禍において原油価格・物価高騰等の影響を受け、厳しい状況にある中小企業等を支援するものであり、早急に開始する必要があったことから、契約の相手方の選定は緊急を要し、競争入札に適さなかったため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

本業務を履行することができる事業者2社による見積合せを実施し、当該事業者が最低価格を示したため、委託先事業者として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館整備工事 ただし、6・7号昇降機設備その他改修工事業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和4年7月29日
- 4 履行期間
令和4年7月30日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム
- 6 契約金額（税込み）
35,200,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館の乗用エレベータの改修工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、エレベータの一部の機器（制御盤、戸開走行保護装置、液晶表示操作盤、巻上機等）を更新する工事であり、更新機器と既設利用の機器との互換性を確実に保証し、エレベータとして安全な運用を保証する必要があるが、機器の制御及び信号のやり取りについては製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されていないこと、製造業者以外の者がシステム全体にわたる他社の独自技術を解析することは困難であり、エレベータの安全な運用に支障をきたすことから、既設の主製造者である株式会社日立ビルシステムと契約する必要があるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	28,418,200	
計			28,418,200	
共通費				
共通仮設費	1	式	785,854	
現場管理費	1	式	991,305	
一般管理費等	1	式	4,124,641	
計			5,901,800	
工事価格	1	式	34,320,000	
消費税等相当額	1	式	3,432,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	37,752,000	

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和4年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和4年8月3日

4 履行期間

令和4年8月4日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区梅田2丁目5番25号

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

6 契約金額（税込み）

22,770,000円

7 契約内容

本業務は、①新青果棟実施設計業務の検討、②新関連棟整備基本コンセプト（整備前提条件、施設整備等の検討・決定）を軸とした各種設計・工事・運営等に関する施設整備計画の進捗管理に加え、③食品衛生法の改正及び施設の再整備により求められる部門毎の衛生管理基準、④大規模災害による被災を見据えた業務継続計画の更新・進捗管理といった施設運用に係る検討等、京都市中央市場施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の円滑な推進を目的としている。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を遂行するに当たっては、京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）策定時（平成26年3月）から令和3年度末までに至る場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握すること、また、協議の場への参加等を通じて場内事業者からの信頼を得ていることが強く求められ、主として価格以外の要素に基づき契約相手を選定する必要があるため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、地方卸売市場や中央卸売市場の先進的な整備事業に参画し、施設整備計画の策定・推進、市場経営の改善及び民間活力の導入のほか、災害時

の業務継続計画の策定において、幅広い実績を有している。

本市場では、これまでに基本構想策定業務（平成25年度）、基本計画策定業務（平成26年度）、基本計画推進業務（平成27年度）について、公募型プロポーザルによる受託業者の選定を行ったが、いずれの業務も同社が受託しており、その後の基本計画推進業務についても、平成28年度以降、同社と随意契約を締結している。同社はこれらの業務を通じて、これまでに計100回を超える場内会議の企画・運営に携わり、同会議への出席を通じて場内事業者と開設者間の調整役を担うなど大きな役割を果たしてきた。

さらに、同社は、平成28年度から平成37年度までの経営展望である京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン（平成28年3月策定）の策定補助業務についても受託しており、ハードとソフトの両面から、本市場が目指すべき将来像に係る理解も十分である。

これらのことから、同社は、本業務を遂行する能力及び経験を有する唯一の団体であると認められるため、委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システムの更新及び京都市中央卸売市場第一市場入荷量表示盤システムとの統合に関する開発業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和4年9月5日

4 履行期間

令和4年9月5日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区中之島2丁目2番2号
都築電気株式会社

6 契約金額（税込み）

31,680,000円

7 契約内容

各種統計データ及び公開市況の作成等を行う高度情報処理システムの機能改修を行うとともに、当該システムで作成したデータを編集のうえ、市場内に開示する入荷量表示盤システムの機能を付加したシステムの開発を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託する業務は、高度情報処理システムの設計及び構築に関する詳細な技術情報が不可欠であり、これを有する者は、当該システム導入当初から企画、設計、構築及び機能強化を単独で実施してきた都築電気株式会社に限られるため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館整備工事 ただし、特別高圧受変電設備改修工事業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和4年9月16日
- 4 履行期間
令和4年9月17日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政町680
日新電機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
280,500,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館の特別高圧受変電設備の改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、特別高圧受変電設備の一部であるガス絶縁開閉装置、特高監視盤、特高継電器盤を更新する工事であり、更新機器は既設受変電設備と連携しており、不具合が生じると電力供給ができず、催事やイベント等を中止せざるを得なくなる等、多くの利用者に多大な影響が出る。このため、特別高圧受変電設備と一体のシステムとして、性能・機能を確実に担保する必要がある。
機器の制御及び信号のやり取りについては、製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されていないこと、製造業者以外の者がシステム全体にわたる他社の独自技術を解析することは困難であることから、既設の主製造者である日新電機株式会社と契約する必要があるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	215,530,000	
計			215,530,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	7,881,517	
現場管理費	1	式	28,728,866	
一般管理費等	1	式	32,259,617	
計			68,870,000	
工事価格	1	式	284,400,000	
消費税等相当額	1	式	28,440,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	312,840,000	

